

広島県告示第四百七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
<p>名称 社会福祉法人 若葉</p> <p>主たる事務所の所在地 尾道市因島大浜町字倉谷新開四二七番地九</p>	<p>名称 ドリームズ</p> <p>所在地 尾道市因島重井町五九番地一</p>	<p>平成二十二年四月一日</p>
<p>特定非営利活動法人 夢をつむいで</p> <p>特定非営利活動法人 ぽかぽか</p> <p>三原市深町四八〇番地一</p>	<p>福祉サービスのひかり</p> <p>ジョブサポート ぽかぽか</p> <p>府中市鵜飼町六〇七番地</p> <p>呉市広本町一丁目七番二九号</p>	<p>平成二十二年八月一日</p> <p>平成二十二年二月一日</p>
<p>社会福祉法人 あげぼの</p> <p>三原市深町四八〇番地一</p>	<p>ピッコロ</p> <p>三原市深町四八〇番地一</p>	<p>平成二十三年三月一日</p>